

(別紙)

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>安全保障の為の物資指定ということだが、人工呼吸器は理解できるが、他の無人航空機(ドローン)、人工衛星、ロケット部品は、軍事的な利用が懸念される物ではないか? 保障に名を借りてこれらの物資が運ばれるのであれば、国は有事に戦争を継続させる手段を確保しようとしている事になる。 人工呼吸器以外の指定追加に反対し、削除を求める。 また、兵器(及び転用・構成品)となる物資を含めない様、法案の改正を求める。</p>	<p>特定重要物資の指定は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第7条に基づき、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資等について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときに行うものです。 無人航空機については、公共インフラ等の点検、物流・運搬、通信、農業などに広く活用されており、今後人口減少が進む中で国民の生活・経済活動を支える重要な物資であること、人工衛星・ロケットの部品については、衛星データが気象観測や航空機・船舶の運航システム、災害時の対応等に活用されていることから、いずれも国民生活・経済活動が依拠しているものの、外部依存又は外部依存のおそれがあります。なお、これらの物資の安定供給確保上の課題については、令和7年11月14日に開催された「経済安全保障法制に関する有識者会議」においても検討し、関連資料を公表しておりますので御参照ください。 (URL:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html 第12回資料のうち資料3を御確認ください) これを踏まえて、経済安全保障推進法第7条第7条及び特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(令和4年9月30日閣議決定。以下「安定供給確保基本指針」という。)第3章第2節から第5節までの中で整理した要件を全て満たし、安定供給確保を図る必要があると考えられることから、これらの物資を特定重要物資として指定するものです。 また、この意見公募は、法ではなく法施行令を対象としております。</p>
2	<p>重要な物資の供給はこれからの国際社会の中で非常に重要度が増す案件であり、日本国の経済、安全保障に支障をきたさない為にも重要な物資の供給に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)が急務であります 現実問題中国のような、自国の利益にならなければ他国に対して輸出入禁止措置を実行する国があるのも事実な為経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に私は賛成致します</p>	<p>経済安全保障推進法は特定の国を念頭に置いたものではありませんが、意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見として承ります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
3	<p>意見募集案には現時点において、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品(推進装置及びロケットの機体を構成するものに限る。)は直ちに安定供給に支障がある根拠が示されておらず、特定重要物資の安定供給確保のための措置を早急に講じる必要性がないといえる。「その理由を明らかに」したとはいえない。したがって、「やむを得ない理由がある」とはいえず、行政手続法第40条第1項に反し、再度意見募集しなければならない。</p> <p>また、人工呼吸器、無人航空機が特に安定供給確保を図るべき特定重要物資として指定された理由も示されておらず、本件意見募集案は根拠なく指定範囲を拡大したため、本案に反対する。</p>	<p>特定重要物資の指定は経済安全保障推進法第7条に基づき、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資等について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときに行うものです。</p> <p>また、本政令は、特に安定供給確保を図るべき特定重要物資を定めるものであり、経済安全保障推進法に基づき特定重要物資の安定供給確保のための措置を早急に講じていく上では、民間事業者等による供給確保計画の策定・申請作業や、安定供給確保支援法人等の指定等を可能とするための所要の規定の整備を進める必要があり速やかに本政令を定める必要があり、行政手続法第40条第1項の規定に基づき、意見提出期間を短縮して意見募集を行うこととしたものである旨、意見募集においてお示したところです。</p> <p>これも踏まえまして、御指摘の人工呼吸器については、人の臓器の機能を補助する重要な医療機器であり、感染症蔓延時はもとより通常時でも急性期から慢性期まで多くの疾患で広く用いられ、医療上の必要性は非常に高いこと、無人航空機については、公共インフラ等の点検、物流・運搬、通信、農業などに広く活用されており、今後人口減少が進む中で国民の生活・経済活動を支える重要な物資であること、人工衛星・ロケットの部品については、衛星データが気象観測や航空機・船舶の運航システム、災害時の対応等に活用されていることから、いずれも国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠しているものの、外部依存又は外部依存のおそれがあり、経済安全保障推進法に基づき特定重要物資として指定し、その安定供給確保のための措置を早急に講じる必要があると考えております。また、これらの物資の安定供給確保上の課題については、令和7年11月14日に開催された「経済安全保障法制に関する有識者会議」においても検討し、関連資料を公表しております。</p> <p>(URL:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html 第12回資料のうち資料3を御確認ください)</p> <p>なお、「やむを得ない理由がある」かどうかについては、「行政手続法事務取扱ガイドライン(Ver.1)」「(令和6年3月総務省行政管理局)において、「個々の事情が行手法第40条第1項における「やむを得ない理由」に当たるか否かは、命令等制定機関の責任において判断されるものであるが、30日以上意見提出期間を設定するとあらかじめ定められた施行日までの施行が困難になるような場合が該当」とされていること、また、上記の各物資の安定供給確保上の課題等も踏まえて、制定機関たる内閣府において判断したものです。</p>